

第 7 回 J A S 制度のあり方検討会で委員から出された意見

J A S 制度のあり方検討会 中間取りまとめ(案)について

1. 検討に当たっての基本的な視点

J A S 規格の役割が今後とも重要である旨を記述してほしい。J A S 規格、品質表示基準とも歴史的な経緯を踏まえて対応すべきである。

J A S 規格が担ってきた役割は評価すべきであり、その上で J A S 規格の役割を今後どのようにシフトしていくかが重要。はじめに評価と展望を明確にすべき。

J A S 規格は、消費者にとって食の安全・安心を担保するための目安であるべき。消費者が感情論になだれこまないようにするためにも、J A S 規格が果たすべき役割があるのではないか。

J A S の良い点をもっと強調すべき。有機 J A S 規格や生産情報公表 J A S 規格は、消費者に安心を与えるものである。

食の安全・安心の観点は大切であるが、林産物を食品と同じ立場で考えるのは無理がある。林産物の特色を踏まえた記述を設けてほしい。

2. J A S 規格のあり方

(1) J A S 規格のコンセプトの明確化について

標準規格が例外的な扱いになるのは適切なのだろうか。特色規格を制定するベースとして標準規格が必要なのではないか。特色規格と標準規格を並列させるのがよいと思う。

增量やまがい物の排除という J A S 規格の役割は既に終わったのではないか。標準のものについては、特に J A S マークを付して訴える必要はないと思う。生産者は、消費者ニーズに対応するため、原材料等を工夫しており、特色規格の必要性は理解できる。

特色規格とはどのようなものが明らかでない。消費者の価値観が多様化している中で、何をもち「相当程度の明確化」と判断するのか、具体的な記述が必要。また、現行の特定 J A S 規格との整理が必要。

標準規格を制定する要件について、整理の仕方が分かりにくい。

従来の J A S 規格の役割を踏まえ、今後も残すべき規格がある旨を付記すべき。用語に関して、「標準規格」の英訳について、「標準」も 'standard'、
「規格」も 'standard' であるが、どうすべきか。

「標準規格」の英訳について、'basic standard' (基本規格) というのはどうか。特色規格は 'characteristic standard' として整理できるのではないか。

等級別規格は、標準規格と特色規格によって構成されるとしているが、そういうものは例外中の例外となってしまうが、それでよいのか。

林産物は、標準規格や業務用取引規格が主であり、等級化が基本ということを書き記述していただきたい。また、品目横断的規格の扱いが軽くなっている印象がある。

(2) 新たな社会ニーズに対応した規格

品目横断的な規格について、ここだけ高齢者向け製品、環境に配慮した製品といった例示を行うのは突出した印象を受ける。具体的な例示までは不要ではないか。

これまでの規格に加え、新しい視点を盛り込み規格を拡充するという前向きな考え方を記述すべき。その目玉として、食の安全・安心を支える新しい規格、例えばISO 22000やGMP(適正製造規範)、GAP(適正農業規範)を取り入れた規格を検討してはどうか。

流通JASについては、トレーサビリティは必要だと思うが、その他にどのような規格ができるか疑問。

(3) JASマークのあり方

消費者はお墨付きマークを求めており、それに対応するにはJASマークが最適ではないか。JASマークは1種類として、特色規格か標準規格かといった規格の性格を付記することとし、特色規格については、その特色を強調表示することを推奨すれば、JASマークだけを見て選んでもよく、また、JASマークに付記されている性格や近接した表示内容をじっくりと見て選ぶこともできる。

(4) 規格の制定・見直しの基準について

規格廃止の要件については、林産物は消費量が少ないので小売販売額100億円よりも低い基準を設けてほしい。

標準規格を制定するために、増量・まがい物が存在することを示さなければならぬのは厳しい。品質の差が小さい場合は廃止とあるが、本当にそれでよいのか。

JAS規格の制定・見直しの基準の中で、食品添加物の限定という例示があるが、この部分は「消費者ニーズに対応」だけでよい。

3. JAS規格の認証のあり方

(1) 登録認定機関の新たな登録基準について

登録認定機関から事業者への指導・助言はコンサルティングに該当するとして一概に禁止するのではなく、ある程度の指導・助言は認めてほしい。

業務の公正性や秘密保持をどのように担保するか、十分に留意されたい。

現行の登録基準において、検査員や判定員の資格要件が実態に合わない面がある。学歴や職歴だけでなく、検査にも熟知している必要があり、より一層の見直しと技術的な指導をお願いしたい。

登録認定機関による製品検査は良いアイデアだと思うが、有機農産物等の生産プロセスの規格については、例えば残留農薬のチェックは大変であり、どの程度の検査を行うべきか検討してほしい。

(2) 登録格付機関等による 種格付について

木材については、最近、県産材を使っていこうとの流れの中で、地元の零細な製材工場の製品の 種格付が増えてきている。種格付を受ける製品については生産記録を付けるなどの改善により、対応が可能なのではないか。販売業者が認定を受けるとしても、全国をカバーできるかどうか懸念される。

ロットに対する検査ではなく、製品単品に対する検査により認証を受け、JASマークを付けるための仕組みとして 種格付が必要。認定工場の製品の格付が基本となるのは当然であるが、登録格付機関もしっかり見ており、種格付が担っている役割も考慮すべき。

林産物の規格については、飲食料品の規格とは異なる事情もあることは考慮すべき。

生糸に関しても念頭に置いて検討をお願いしたい。

認定の対象となる事業者として、第三者検査機関のほうが信頼性がある。事業者を認定し、監査するのが第三者機関の役割であろう。

「違法状態が放置されてしまうおそれ」という記述があるが、「違法状態」という部分に違和感がある。一般事業者が意図的にJAS規格不適合品を混ぜたというなら分かるが、これはサンプリング検査自体の限界の問題ではないか。

4. 品質表示基準のあり方

(1) 個別品目の名称規制について

個別品目の品質表示基準による名称規制を外してしまうと、どのようなものが出てくるか分からない。これは、食の安全・安心を推進するという視点から問題ではないか。

今まで長年の間、表示の適正化に向けて各品目の業界で努力してきた。ここで大上段に個別品目の定義を廃止し、名称規制を緩めるのは納得できない。いろいろな名称の製品が出てきて混乱することが懸念される。

表示基準はきちんとしたほうがよいと思う。例えば、個別の商品名は「はちみつ入りマヨネーズ」でよいが、一括表示の「半固体状ドレッシング」

という範疇は残しておくべきではないか。

個別の基準の問題点は、個別の基準の議論の中で改善を図るべき。

個別の品質表示基準により、名称を厳格に規制する必要はないと思う。メーカーは、原材料や製法でさまざまな工夫をして製品開発を行っており、開発された製品がマヨネーズや中華めんと呼べないというのは実態に合わない。標準的なものとして定義を示すことには意味があるが、それに表示規制を課して、違反を取り締まる必要はないと思う。

日本ほど食品の種類が多い国はない。その一品一品について検証する必要性は疑問であり、また、実際に検証することは不可能である。個別品目の定義を全廃するのは、消費者の安全・安心に反する面があるかと思うが、かといって一品一品について名称を縛るのはどうかと思う。

一般的な名称は、事業者や消費者が作ったものであり、国が定めているところはないのではないかと。国家が定めた名前が今後も必要かどうか、文化として、利用者がどう考えるのかが問題である。

どう名乗れるかということよりも、それぞれの製品の実体を分かりやすく表示することが重要である。「ある原材料が何パーセント含まれているから、

と名乗れる」ということではなく、「その原材料が何パーセント含まれている」ということを表示するようにしていくべきではないか。

個別品目の品質表示基準が歴史的に果たしてきた役割はあると思うが、消費者の選択としては、厳格な名称規制に当てはまらない「タイプ」が氾濫するよりは、一般的な名称で表示していただければよいと思う。業界定義のような形で対応していく方策もあるのではないかと。消費者と業界で考えればよく、法律でなくてもよい。ひやむぎ、そうめん、うどんの例でも、消費者はその名称よりも商品そのものを見て選ぶと思う。

大枠としては、法律をもって名称を規制するのは、ある時期には必要かもしれないが、本来は不要かと思う。逸脱した名称に対して、一般誤認防止ルールでどこまで対応できるかという点が重要。

(2) その他

インターネット販売やカタログ販売は、身の回りでも利用者が増えている。表示規制の対象拡大については、利用者の安心につながるものであり、ぜひ実現してほしい。また、それらの表示のチェック体制についても、他制度との連携を含め、検討すべきである。